

情 報

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	・・・ 2
一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	・・・ 3

令和7年9月30日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年9月30日
(2) 事業者の氏名又は名称	合同会社浅野観光（法人番号：7050003002321） 代表者 浅野 祐希
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者） 茨城県稲敷市犬塚1617-160 （本社営業所） 茨城県稲敷市犬塚1617-160
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 70日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第9条の2第1項
(6) 違反行為の概要	令和6年10月22日、令和7年1月27日及び令和7年2月28日、定期的な監査を実施。5件の違反が認められた。(1) 運賃料金変更事前届出違反(道路運送法(以下「運送法」)第9条の2第1項)、(2) 事業計画の事前変更届出違反(運送法第15条第3項)、(3) 運送引受書の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(4) 運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(5) 定期点検整備等の未実施(運輸規則第45条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 7点 当該事業者の累積点数 7点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について　〈令和7年9月分〉

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数 (関東運輸局管内)	営業所点数 (当該行政処分により付された違反点数)
20250902	大栄交通 株式会社(法人番号5020001027382) 代表者 安 英哲	神奈川県横浜市 中区山下町210番地	旭営業所	神奈川県横浜市旭区上白根町740番1	文書警告	道路運送法第23条第3項	令和7年1月15日、法令違反の疑いがあることを端緒として監査を実施。5件の違反が認められた。(1)運行管理者の解任届出違反(道路運送法第23条第3項)、(2)勤務時間等の基準の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第21条第1項)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(4)高齢運転者に対する告示で定める特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(5)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)	0	0
20250909	山手観光自動車 株式会社(法人番号3030001008499) 代表者 清田 明德	埼玉県さいたま市浦和区上木崎1丁目3番20号	南浦和営業所	埼玉県さいたま市南区大字大谷口字向原1460番地2	輸送施設の使用停止(110日車)	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項	令和6年11月13日及び令和6年12月10日、行政処分等を受けたにもかかわらず改善が認められないことを端緒として特別監査を実施。6件の違反が認められた。(1)勤務時間等の基準の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第21条第1項)、(2)健康状態の把握義務違反(運輸規則第21条第5項)、(3)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(5)高齢運転者に対する告示で定める特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(6)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)	18	11
20250909	国際交通 株式会社(法人番号9010001150850) 代表者 山野 直也	東京都北区志茂3-1-7	本社営業所	東京都北区志茂3-1-7	輸送施設の使用停止(40日車)	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項	令和6年11月26日及び令和6年12月12日、救護義務違反があった旨公安委員会からの通知を端緒として監査を実施。5件の違反が認められた。(1)勤務時間等の基準の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第21条第1項)、(2)健康状態の把握義務違反(運輸規則第21条第5項)、(3)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(4)高齢運転者に対する告示で定める特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(5)初任運転者・高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)	4	4

20250924	大和交通 株式会社(法人番号6020001010189) 代表者 手塚 昌和	神奈川県横浜市保土ヶ谷区狩場町112番地	本社営業所	神奈川県横浜市保土ヶ谷区狩場町112番地	輸送施設の使用停止(77日車)	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項	令和6年9月13日及び令和6年10月28日、死亡事故があった旨公安委員会からの通知を端緒として監査を実施。7件の違反が認められた。(1)健康状態の把握義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第21条第5項)、(2)点呼の実施義務違反(運輸規則第24条第1項、第2項)、(3)新任運転者に対する指導監督義務違反(輸規則第36条第2項)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(5)高齢運転者に対する告示で定める特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(6)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(7)運行管理補助者の要件違反(運輸規則第47条の9第3項)	8	8
----------	---	----------------------	-------	----------------------	-----------------	----------------------	---	---	---

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4)但し書き参照)